

令和7年度佐賀県認知症対応型サービス事業開設者研修実施要領

1 目 的

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定看護小規模多機能型事業者の代表者となることが予定されている者を対象に、認知症高齢者の介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させ、認知症対応型サービス事業における介護サービスの質の確保と向上を図る。

2 実施主体

佐賀県

3 研修日程及び会場

(1) 講 義

日時：令和7年（2025年）11月5日（水）9：15～16：50（9：10受付開始）

場所：アバンセ 特別会議室

(2) 現場体験1日

指定された佐賀県内の認知症対応型共同生活介護事業所において実施する。

詳細は講義受講時に研修受託機関より説明します。

指定期間内に職場体験、レポートの提出が必要です。

4 受講対象者及び定員 15名（定員）

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者になることが予定される者。

5 研修内容

- ・講義1日
- ・現場体験1日
- ・レポート提出

詳細は別紙「研修カリキュラム」参照（ただし、若干の変更の場合もあり）

現場体験後、レポートの提出が必要です。その後、修了証書を交付します。

6 資料代

- ・3,000円 … ※研修初日の受付時に徴収します。

7 受講方法

(1) 申込み方法

受講を希望する者は、事業所が所在する各介護保険者（参照：介護保険者一覧）に相談して、別紙2「受講申込書」に必要事項を記入し、令和7年10月24日（金）（必着・郵送又は持参のみ受付）までに各介護保険者に提出すること。

各介護保険者の長は、令和7年10月28日（火）までに研修受講推薦者を取りまとめるうえ、別紙3「推薦書」及び別紙2「受講申込書」を県長寿社会課に提出する。

(2) 受講希望者が多数の場合は、当課で受講者を選考する。

(3) 受講決定通知は、申込者及び各介護保険者の長に送付する（令和7年10月31日頃を予定）。

8 そ の 他

- 下記研修の修了者は新たにこの研修を受講する必要はない。
 - 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修
(都道府県及び指令都市において、17年度局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたもの)
 - 基礎課程・専門課程
(都道府県及び指令都市において、12年度局長通知及び12年課長通知に基づき実施されたもの)
 - 認知症介護指導者養成研修
(都道府県及び指令都市において、12年度局長通知及び12年課長通知並びに17年度局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたもの)
 - 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 (本県での実施なし)
- 全てのカリキュラムを受講した者には、修了証書を交付するが、欠席、遅刻、早退等で未受講の科目がある場合、修了証書は交付しない。
- 複数の事業所の開設予定で、保険者が異なる場合は、主な事業所が所在する保険者あてに受講申込みを行うこと。
- 本研修は佐賀県が佐賀県認知症グループホーム協会に委託して実施する。

【問い合わせ先】

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課
共生社会推進担当
担当：中川原 電話 0952-25-7612